

ライディングスポーツカップ 2 & 4 SPN シリーズ 2012

CBR250R CUP

本大会は、本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

- 第1条 競技会の名称
ライディングスポーツカップ 2 & 4 SPN シリーズ
- 第2条 競技種目
CBR250R によるワンメイクレース
- 第3条 競技会の格式
クローズド競技会
- 第4条 開催場所
(株) スピードパーク新潟
- 第5条 オーガナイザーの名称と住所
(株) スピードパーク新潟
〒950-2600 新潟県胎内市松波 1013-36
- 第6条 競技会競技役員
公式プログラムに記す
- 第7条 競技クラス区分
公式プログラムに記す

第2章 参加申し込み

- 第8条 参加資格
- 1) エントラント 当該年有効なエントラントライセンス所持者であること、またはオーガナイザーが認めたエントラントであること。
 - 2) ライダー 18歳未満の者が参加出場する場合には親権者または保護者の出場承諾書を参加申し込み書と共に提出する。
- 第9条 参加受付
- 1) 参加申し込み期限は 競技会開催日の3日前とする。
 - 2) 参加申込書、競技会参加に関する誓約書、車両申告書、エントリーフィーを、コース受付に持参して受付を行うこと。または現金書留で締切日必着で郵送すること。

- 3) 締切期日以降の参加申し込みの場合は遅延金として 2000円が参加料に加算される。
- 4) 参加料 8000円
(ライダー、ピットクルー各1名の登録料、保険代、消費税を含む)
ピットクルー登録料、保険料、消費税 1名追加登録につき別途 1000円

第10条 参加定員

- 1) 参加台数は、各クラス先着30台とする。
- 2) 参加受付台数は締切日の段階で3台未満だった場合レースは不成立となり参加料は返還される。

第11条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後で、参加を取り消した場合、参加料は返還されない。

第3章 車両規則

別項目「CBR250R 車両規則」に準ずる

第4章 競技に関する事項

第12条 公式練習

- 1) 全てのライダーは、公式練習に参加する際は、際主催者より配布された計測器を取り付けること。ただし公式練習の参加は自由。
- 2) ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コース上に停止した場合も公式練習に参加したと認められる。
- 3) 公式練習は車検に未登録のタイヤの使用を認める。

第13条 タイムトライアル

- 1) 全てのライダーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、決勝ヒートは最後尾スタートとなる。
- 2) タイムトライアル中にパドックに戻った場合は、再び出走することができない。
- 3) ベストラップが同タイムになった場合は先にタイムを出した方を優先する。

第14条 レースの方法

- 1) レースはタイムトライアル、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位が確定する。
- 2) レース成立台数は公式練習4台以上とする。

第15条 決勝ヒート

- 1) 決勝ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの結果順とする。

第16条 スタートの方法

○スタンディングスタート

- 1) グリッドが整わなかった、何らかの原因でコースのクリアが損なわれた場合にはスタートのやり直しとなる。
- 2) スタートディレイになった場合、フォーメーションラップからやり直しとなる。
- 3) レッドシグナルを消灯（日章旗の場合は振動提示）し、レース開始

第17条 レース中のルール

- 1) いかなる場合でも、定められた方向と逆に走行してはならない。
- 2) 工具、ケミカル用品を携帯して走行してはならない。
- 3) レース中、パドックに戻った車両はレース放棄とみなし再びコースインすることはできない。
- 4) ピット、パドック以外では工具の持ち込み、使用を禁止する。
- 5) コース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場所のみ復帰を認める。
- 6) リタイヤしたライダーは、すみやかに自分の車両を安全な場所に移動させること。
- 7) レース中はコースを外れてショートカット及び、イエローラインカットすることは認められておらず、該当行為はコースアウトとみなされペナルティー対象となる。なおコースアウトに対してのペナルティーは競技長の判断による。
- 8) 赤旗中断された場合
やむを得ない理由により赤旗にて走行が中断された場合、走行再開の手順は以下のとおりとする。

フリー走行・タイムアタック予選時

- a) 赤旗にて走行が中断された時点での時間を差し引いた残り時間が、残りの走行時間となる

b) 残りの走行時間が3分を切っている場合は、サーキット責任者又はレースコントロールの判断でそのセッションを終了とする。

c) ただしb) においてもセッション中断が多くありタイムアタックが十分に行われていないとサーキット責任者又はレースコントロールが判断した場合は、セッションの5分間のセッション延長となる。

予選レース・決勝レース時

a) スタートから2周を終えないうちに（トップの車両が2周目のコントロールラインを超えないうちに）走行が中断された場合はダミーグリットに付いた状態からのスタートのやり直しになる。

b) スタートから2周を終え（トップの車両が3周目に入った以降に）、かつ全レース周回数 60% を終えていない時点で走行中断は、中断された時点の1周前の順位をグリット順とした2ヒート制のレースとする。レース結果は2ヒート目の着順とする。

全8週の 60% ……5周目まで

全12週の 60% ……8周目まで

2ヒート目は中断時の残り周回数から1周減算した周回数とする。

例) 決勝12周レースの4周目で赤旗中断した場合

12 - 3（成立した周回） = 9周 そこから1周引いた

残り8周での2ヒート目のレースとなる。

c) 全レース周回数 60% を越えてからの走行中断は、その赤旗を持ってレース終了とする。レース結果は中断された時点の1周前の順位を着順とする。

赤旗を確認したら後方に合図を出しながら減速してピットインをすること。

ピットロードのコントロールライン手前でオフィシャルの誘導で停車し指示に従うこと。

第18条 レースの終了

1) レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にバイクが自力で同ラインを通過した者に対してチェッカーフラッグが振られる。

第19条 再車検

1) レース終了後、上位3台は30分車両保管となり、その後再車検を行う。但し何時でも全ての車両に対して、再車検の権限をもち、必要と認められると判断したときはこれを行使できる。

2) 技術委員長の指示により、ライダーまたは登録メカニックが責任を持って、車両の分解及び、組み立てを行う。この際 関係役員 該当ライダー、

登録メカニック以外は検査に立ち会う事は出来ない。

3) 再車検に応じない場合はレース失格となる。

第20条 完走

1) チェッカーに関わらず規定周回数の1/2を完了していなければならない。

第21条 順位の設定

1) レースの順位は次の順序により、多い順に決定される。

① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了しチェッカーを受けた者）

② チェッカーを受けない完走者（規定周回数の1/2は走行したが、チェッカーを受けなかった者）

③ 未完走者（チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2を走行していない者）

2) 同一周回数の場合は、その周回数を先に完了（コントロールライン通過）をした者を優先する。

第22条 ペナルティー

スタート違反 **STOP&GO** ペナルティー

当該車両はピットインして、指定の停エリアにて一時停止した後にレースへ復帰。ペナルティー提示3周以内に消化しなかった場合失格とする。レース中に消化できなかった場合レース結果に1分加算する。

悪質な危険走行 注意・指導・警告

繰り返し行われた場合はさらに重いペナルティーが掛かる。

公式シグナル違反 タイムトライアル時 ベストラップ抹消 レース時 1周減算

車両違反 公式車検終了後に車両規則の違反が見られた場合。

タイムトライアル 予選結果抹消

決勝レース 失格

飲酒 イベントからの除外

第23条 抗議

- 1) 抗議は、当該セッション終了後、書面を持って抗議料を添付の上エントランより競技長を経由し、大会審査委員に提出するものとする。
- 2) 抗議は、抗議内容と関連するレースに参加した競技者により提出されなければならない。
- 3) 抗議提出の制限時間
 - ① 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
 - ② 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
 - ③ 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- 4) ビデオカメラ、車載カメラを使用しての抗議は一切認めない。
- 5) 抗議料は、20300円（消費税含む）とする。

第24条 成績決定および賞典

- 1) 決勝ヒートの順位によって決定する。
- 2) 賞典はライダーに対して行われる。
- 3) 賞典の対象は決勝ヒートを完走したライダーに限る。

第25条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 政治、宗教に関係したもの

第5章 その他

第26条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。計測器の破損、紛失に関しても損害請求をする事がある。
- 2) エントラント、ライダー、ピット要員はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しては

ならない。

第27条 誓約書の署名

エントラント、ライダー、ピット要員は参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第28条 燃料

燃料は「本大会特別競技規則書」に従った一般市販の無鉛ガソリン及びオイルを使用しなければならない。予告なくこれらを検査する場合がある。また、すべての燃料冷却方式は禁止される。

第29条 その他

- 1) すべてのヒートで、チェッカーフラッグ提示と同時にピットロードを閉鎖し以降のコースインはできないこととする。
- 2) 旗の信号については「本大会特別競技規則書」に従う。但し信号旗使用の必要が生じた場合は、公式通知にて発表すると共にライダーズミーティングにおいて発表する。
- 3) 競技中において、コースを外れてショートカット及びイエローラインカットする事は一切認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティーの対象とする。なおコースアウトに対するペナルティーは競技場の判断による。
- 4) 競技中において、前後いずれかの競技ナンバーが判読出来ない場合、黒旗が提示される場合がある。それに該当する車両は必ず一度ピットインして競技ナンバーを取り付け直さなければならない。
- 5) レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立する。
- 6) 喫煙場以外での喫煙、火気の使用は厳禁とする。